

個人事業主が行う物品・業務委託入札参加資格承認申請に必要な
「身分証明書」「登記されていないことの証明書」とは

身分証明書	登記されていないことの証明書
禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものです。<u>申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。</u>各市区町村役場戸籍係等で発行しています。 請求方法の詳細は直接本籍地の市町村へお問合せ下さい。	後見登記等ファイルに「記録されていないこと」を証明するもので、高槻市の入札参加資格承認申請時には「成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当しないこと」の証明書が必要です。 この証明書は各都道府県の法務局本局窓口（大阪府の場合は大阪法務局）に申請してください。 ※申請用紙の「証明事項欄」は「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」欄にチェックを入れて申請して下さい。 請求方法の詳細については、直接法務局へお問い合わせください。

※「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係は？

平成 12 年3 月31 日以前の禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）の内容は、本人戸籍への記載で公示されていましたが、平成12 年4 月1 日以降は、新しい成年後見制度の施行で、公示方法が後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12 年3 月31 日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、それまでどおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」により行い、平成12 年4 月1 日以降の証明は、成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」により行うことになりました。

その結果、いずれの時点でも欠格事由に該当していないことを証明するためには「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明は、身分証明書によってのみ証明されています。

証明書（身分証明書）（見本）		登記されていないことの証明書（見本）	
本 籍	〇〇（市区町村）〇〇〇丁目〇番	①氏 名	〇〇 〇〇
本人氏名	〇〇 〇〇	②生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和または西暦 〇年〇月〇日
生年月日	昭和〇年〇月〇日	③住 所	都道府県名 市区町村名 丁目 大字 地番
1. 平成12年3月31日以前に禁治産又は準禁治産の宣告を行った旨の通知を受けていない。		④本 籍	都道府県名 市区町村名
2. 後見の登記の通知を受けていない		□ 国籍	丁目 大字 地番
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。		上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことを証明する。	
上記のとおり相違ないことを証明します。		〇年〇月〇日	
〇年〇月〇日	〇〇市長 〇〇 〇〇 例（〇〇市〇〇区長 〇〇 〇〇） （〇〇町長 〇〇 〇〇）など	東京法務局 登記官 〇〇 〇〇	
	〇〇〇 市長印	登記官 印	